

広島県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
江田島市江田島町小用一丁目七二五七番二地 先から 江田島市江田島町小用一丁目七八二四番二地 先まで		○	○	二〇・二〇 〽三九・〇	二四・〇〇	幅員減少 不用物件延長 二二・〇〇 メートル 県道鷺部小用 線と一部重複
		〽二七・五	二四・〇〇			

一 道路の種類

県道

二 路線名

鷺部小用線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
江田島市江田島町小用一丁目七二六五番二地 先から 江田島市江田島町小用一丁目七八三二番二地 先まで				七・〇〇 〽二二・〇〇	二三三・〇〇	ルート変更 不用物件延長 一三六・〇〇 メートル 一般国道四八 七号と一部重 複
		〽二九・五〇	二二二・〇〇			